

**(注) 平成22年10月1日に廃止されています。**

○青森県農業改良資金貸付規則

昭和三十一年十月二十五日

青森県規則第七十号

青森県農業改良資金貸付規則をここに公布する。

青森県農業改良資金貸付規則

(貸付け)

第一条 県は、農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号。以下「法」という。）、農業改良資金助成法施行令（昭和三十一年政令第百三十一号）及び農業改良資金助成法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十七号）の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより、農業者及びその組織する団体並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。）第十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第三条第一項の認定中小企業者及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第八条第一項の規定により読み替えて適用される法第三条第一項の認定製造事業者等（以下「農業者等」という。）に対して農業改良資金を貸し付ける。

(貸付金の内容、限度額、償還期間等)

第二条 県の貸し付ける農業改良資金（以下「貸付金」という。）は、法第二条に規定する農業改良措置（農商工等連携促進法第十一条第一項及び米穀新用途利用促進法第八条第一項の規定により農業改良措置とみなされる措置を含む。以下「農業改良措置」という。）を実施するのに必要な次に掲げる資金とする。

- 一 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- 二 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
- 三 家畜の購入又は育成に必要な資金
- 四 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に必要な資金
- 五 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
- 六 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
- 七 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
- 八 品種の転換を行うのに必要な資金
- 九 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
- 十 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

十一 前各号に掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる資材費(種苗費、肥料代、農薬費、燃料費等をいう。)、雇用労賃又は機械若しくは施設の修理費(農業改良措置の実施に係る初度的な経費に限る。)に充てるのに必要な資金

2 貸付金の一農業者等ごとの限度額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額(次条第二号から第七号までに掲げるものにあつては、当該額又は農業改良措置の実施に必要な経費の額の八割に相当する額のいずれか低い額)とする。

一 個人 千八百万円

二 法人その他の団体 五千万円

3 貸付金の償還期間(据置期間を含む。)は、十年以内(次に掲げる資金として貸し付ける場合にあつては、十二年以内)とする。

一 法第五条第一項に規定する特定地域資金

二 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第二十三条第一項に規定する資金

三 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令(平成十一年政令第三百三十四号)第一項に規定する資金

四 農商工等連携促進法第十一条第二項に規定する資金

五 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。)第八条に規定する資金

六 米穀新用途利用促進法第八条第二項に規定する資金

4 貸付金の据置期間は、三年以内(前項第一号、第二号及び第四号に掲げる資金として貸し付ける場合にあつては、五年以内)とする。

(借受資格)

第三条 貸付金の貸付けを受ける資格を有するものは、次の各号のいずれかに該当する農業者等とする。ただし、第八号に掲げる者にあつては持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第一百十号)第五条第二項に規定する認定導入計画に従つて同法第二条に規定する持続性の高い農業生産方式を導入する場合に、第十号に掲げる者にあつては農林漁業バイオ燃料法第五条第二項に規定する認定生産製造連携事業計画に従つて農林漁業バイオ燃料法第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施する場合に、第十一号に掲げる者にあつては米穀新用途利用促進法第五条第三項に規定する認定生産製造連携事業計画に従つて米穀新用途利用促進法第二条第七項第二号イ又はハに掲げる措置を実施する場合に限る。

一 農業経営基盤強化促進法(昭和三十五年法律第六十五号)第十二条第一項に規定する農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和三十九年法律第八十二号)第二条の五に規定する経営改善計画及び果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)第三条第一項に規定する果樹園経営計画を含む。)の認定を受けた者

二 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第四条第四項に規定する認定就農者であつて、農業経営の開始後五年以内であり、かつ、当該認定後十年以内のもの

三 次の要件を満たす個人

イ 農業所得が総所得の過半を占めており、又は農業に係る粗収益が二百万円以上であること。

ロ 主として農業経営に従事する青壮年(十六歳以上六十五歳未満の者をいう。以下同じ。)であり、又はその家族に主として農業経営に従事する青壮年がいること。

- ハ 六十歳以上の者にあつては、その後継者が、現に主として農業に従事し(青森県営農大学校に就学している場合等を含む。)、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。
  - ニ 簿記の記帳を行つており、又は行うことが確実と見込まれること。
- 四 前三号に掲げる者が行う家族農業経営に従事する者で、次の事項が明確になっている家族経営協定を締結しているもの
- イ 当該家族農業経営のうちの一部の部門について主宰する権利があること。
  - ロ イの部門の経営の損失を負担する義務及び収益を処分する権利があること。
- 五 次の要件を満たす法人
- イ 農業に係る売上高が総売上高の過半を占めており、又は農業に係る粗収益が一千万円以上であること。
  - ロ その法人の行う農業に常時従事する組合員、社員又は株主がいること。
- 六 法人格を有しない団体で、イからホまでの要件を満たす規約を有し、かつ、へからリまでの要件を満たすもの
- イ 農業経営の改善に資する旨をその目的に含んでいること。
  - ロ 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続が明らかとなつていること。
  - ハ 会費又は融資の対象となる施設の利用料を徴収する場合にあつては、その徴収方法が衡平であること。
  - ニ 当該団体の意思決定の機関及びその決定の方法が明らかとなつており、当該意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
  - ホ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項が明らかとなつていること。
  - ヘ 一元的に経理を行つていること。
  - ト 原則として五年以内に農業生産法人(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。)に組織変更する旨の目標を有していること。
  - チ 水田作及び畑作に係る農業経営を行う団体にあつては、農用地の利用の集積の目標を定めていること。
  - リ 主たる従事者が農業経営基盤強化促進法第六条第一項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に目標として定められた農業所得の額と同等以上の農業所得の額を目標として定めていること。
- 七 前号に掲げる団体以外の第一号から第五号までに掲げる者が全構成員の過半を占める法人格を有しない団体で、前号イからホまでの要件を満たす規約を有しているもの
- 八 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第四条第一項に規定する導入計画の認定を受けた者
- 九 農商工等連携促進法第四条第一項に規定する農商工等連携事業計画の認定を受けた農業者又はその組織する団体
- 十 農林漁業バイオ燃料法第四条第一項に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けた農業者又はその組織する団体(これらの者の設立に係る同項の法人を含み、当該認定を受けた者又は当該法人が農林漁業バイオ燃料法第二条第三項に規定する農業協同組合等である場合にあつては、その直接又は間接の構成員を含む。)
- 十一 米穀新用途利用促進法第四条第一項に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けた米穀新用途利

用促進法第二条第三項に規定する生産者又は同条第六項に規定する促進事業者のうち同項第二号の特定畜産物等の生産の事業を行う者（当該生産者又は特定畜産物等の生産の事業を行う者が同条第三項に規定する農業協同組合等又は同条第六項に規定する促進事業協同組合等である場合にあつては、その直接又は間接の構成員を含む。）

十二 農商工等連携促進法第四条第一項に規定する農商工等連携事業計画の認定を受けた農商工等連携促進法第二条第一項に規定する中小企業者（以下この号において「認定中小企業者」という。）又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第四条第二項第二号イに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者

十三 米穀新用途利用促進法第四条第二項第三号に規定する農業改良支援措置を行う同条第一項に規定する生産製造連携事業計画の認定を受けた米穀新用途利用促進法第二条第四項に規定する製造事業者又は同条第六項に規定する促進事業者（当該製造事業者又は促進事業者が同条第四項に規定する事業協同組合等又は同条第六項に規定する促進事業協同組合等である場合にあつては、その直接又は間接の構成員を含む。）

（担保又は保証人）

第四条 貸付金の貸付けを受けようとするものは、担保を提供し、又は連帯保証人を立てなくてはならない。

ただし、当該貸付金の貸付けを受けようとするもの以外の者が担保を提供することを妨げない。

2 前項の連帯保証人の保証債務には、第七条に規定する違約金を含むものとする。

（償還方法）

第五条 貸付金の償還は、償還期間のうち据置期間経過後の期間において均等割賦支払の方法によるものとする。

（繰上償還）

第六条 貸付金の貸付けを受けたもの（以下「借受者」という。）は、前条の規定にかかわらず、いつでも貸付金の全部又は一部を繰上償還することができる。

（違約金）

第七条 知事は、借受者が支払期日に償還金又は次条の規定により一時償還をすべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。

2 知事は、次条第一号又は第二号の規定により貸付金の一時償還の請求をする場合において、これらの規定に該当することについて借受者の故意が認められるときは、当該請求に係る貸付金の金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて当該請求に係る貸付金の貸付けを受けた日から支払をした日までの日数により計算した違約金を徴収する。

（一時償還）

第八条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第五条の規定にかかわらず、いつでも貸付金の全部又は一部につき一時償還の請求をすることができる。

- 一 借入申込みの際し、又はその後借入金債務の全部を弁済するまでに虚偽の申立て又は申請をしたとき。
- 二 貸付金を貸付けの目的に使用しないとき。

三 貸付金の償還を怠ったとき。

四 第十五条第一号の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同号の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第二号の規定による勧告に従わなかったとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(借入れの申込み)

第九条 貸付金の貸付けを受けようとするものは、知事が別に定める借入申込書及び経営改善資金計画書(以下「借入申込書等」という。)を知事に提出しなければならない。

2 貸付金の貸付けを受けようとするものが団体である場合には、借入申込書等に団体の概要(第一号様式)を添付しなければならない。

(貸付けの決定)

第十条 知事は、前条の規定による借入申込書等(団体にあつては、団体の概要を含む。以下同じ。)の提出があつたときは、速やかに法第八条(農商工等連携促進法第十一条第一項及び米穀新用途利用促進法第八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行う。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定をしたときは、貸付決定通知書(第二号様式)を当該申込者に交付し、貸付けしない旨の決定をしたときは、その旨を当該申込者に通知する。

(決定の取消し)

第十一条 知事は、貸付決定通知書の交付を受けたものが借入申込みに際し虚偽の申立てをしたと認めるときは、その貸付決定を取り消すことができる。

(申請事項の変更)

第十二条 貸付決定通知書の交付を受けたものが、借入申込書等に記載した事項について変更を加えようとするときは、貸付変更承認申請書(第三号様式)を知事に提出して承認を得なければならない。

(借用証書等)

第十三条 借受者は、借用証書(第四号様式)を知事に提出しなければならない。

2 借受者は、借受者その他の者が借入金債務の担保を提供しようとするときは、知事が別に定める担保権設定証書を知事に提供しなければならない。

(事業完了報告)

第十四条 借受者は、借受けに係る事業が完了したときは、その完了の日から三十日以内に事業完了報告書(第五号様式)を知事が別に定める事業実績報告書を添えて知事に提出しなければならない。

(監督)

第十五条 知事は、借受者に対し次に掲げる措置を講ずることがある。

- 一 資金の用途、事業実施状況、資材及び施設の管理並びに利用状況等に関し報告を徴し、又は調査をすること。
- 二 前号の報告又は調査の結果著しく不相当とみとめられたときは、必要な変更等の勧告をすること。

(支払の猶予)

第十六条 知事は、借受者（団体である場合にあつては、その団体を構成する個人。以下同じ。）又はその者と住居及び生計を一にする親族が次の各号のいずれかに該当し、貸付金の償還が著しく困難であると認めるときは、第五条の規定にかかわらず、借受者からの申請に基づき、その償還金の全部又は一部の支払を猶予をすることがある。

- 一 借受者が暴風雨、地震、暴風浪、高潮、降雪、降ひょう、降霜、火災、盗難等の災害を受けた場合
- 二 借受者又はその者と住居及び生計を一にする親族が、死亡し、疾病にかかり、又は負傷した場合

(支払の猶予の申請)

第十七条 前条の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとするものは、支払猶予申請書（第六号様式）にその理由を証する証明書を添えて知事に提出しなければならない。

(支払の猶予の決定)

第十八条 知事は、前条の規定による支払猶予申請書の提出があつたときは、これを審査し、支払を猶予することを適当と認めたときは支払の猶予の決定を行う。

2 知事は、前項の規定により支払の猶予の決定をしたときは、支払猶予決定通知書（第七号様式）を当該申請者に交付し、支払の猶予をしないと決定したときは、その旨を当該申請者に通知する。

(事務の委託)

第十九条 知事は、貸付金の貸付けに係る事務（貸付けの決定及びその取消し、借入申込書等の記載事項の変更の承認、第十五条の規定による措置、一時償還の決定並びに支払の猶予の決定を除く。）の一部を青森県信用農業協同組合連合会又は農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合に委託することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三三年規則第一一五号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年度分から適用する。

附 則（昭和三四年規則第一〇三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三五年規則第五二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三六年規則第六五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年規則第五八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年規則第七〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三八年規則第八五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年規則第一〇一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年規則第六七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年規則第八四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第三項の改正規定は、昭和四十一年十月一日から適用する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の青森県農業改良資金貸付規則に基づき貸付けしているてんさい生産技術導入資金、大豆生産技術改善資金、種馬れんしよ更新資金及び部門経営開始資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和四二年規則第五九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の青森県農業改良資金貸付規則に基づき貸付けしている鶏ケージ飼育資金、自然上ぞく促進資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和四三年規則第三六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年規則第七一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年七月一日から適用する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の青森県農業改良資金貸付規則に基づいて貸付けしている保温畑苗代資金、園芸ビニール栽培資金、てん菜移植栽培資金及び温田地帯稲乾燥資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和四四年規則第七〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年七月一日から適用する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の青森県農業改良資金貸付規則に基づいて貸付けしている桑園改植資金、被覆栽培資金及びたばこ親床共同育苗（平床）資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和四六年規則第三号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第十条、第十四条及び第十五条の改正規定は、昭和四十五年四月一日から適用する。

（青森県農業改良資金貸付規則等の一部改正に伴う経過措置）

- 4 次に掲げる規則の規定に規定する違約金で昭和四十五年四月一日前に締結された契約による貸付金に係るものの額の計算については、なお従前の例による。

一 青森県農業改良資金貸付規則第七条

附 則（昭和四六年規則第七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年七月一日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の青森県農業改良資金貸付規則（以下「改正前の規則」という。）に基づいて貸付けしている秋落水田改良資金、屋外条桑育資金、水稻深層追肥資金及び陸稲マルチ栽培資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に改正前の規則により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間これを使用することができる。

附 則（昭和四六年規則第八一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年六月一日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の青森県農業改良資金貸付規則（以下「改正前の規則」という。）に基づいて貸付けしている大型ビニール栽培資金、りんご防風技術改善資金、簡易ビニールハウス幹干乾燥資金、自給飼料増産資金、土じょう病虫害防除促進資金（畑地における土じょう線虫の防除に係る資金に限る。）及び生活合理化設備資金（太陽熱利用温水装置、メタンガス発生装置及び地下食品貯蔵庫に係る資金に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に改正前の規定により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間これを使用することができる。

附 則（昭和四七年規則第五九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の青森県農業改良資金貸付規則第二条第三項の規定は、昭和四十七年六月一日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の青森県農業改良資金貸付規則（以下「改正前の規則」という。）に基づいて貸付けしている鶏ふん処理技術改善資金、畑地土じょう改良資金及び自給飼料調整貯蔵技術導入資金については、なお、従前の例による。
- 3 この規則の施行前に改正前の規則により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間これを使用することができる。

附 則（昭和四八年規則第六〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年六月一日から適用する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の青森県農業改良資金貸付規則（以下「改正前の規則」という。）に基づいて貸付けしている土壌病害虫防除促進資金及び葉たばこ風火力乾燥資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に改正前の規定により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間これを使用することができる。

附 則（昭和四九年規則第七〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年六月一日から適用する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の青森県農業改良資金貸付規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて貸付けしている葉たばこ幹干乾燥技術改善資金及びりんご園深層土壌改良技術改善資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に改正前の規則の規定により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間これを使用することができる。

附 則（昭和五一年規則第一〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年六月一日から適用する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の青森県農業改良資金貸付規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて貸付けしている上ぞく収蒔技術改善資金及びしいたけ栽培資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に改正前の規則の規定により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間これを使用することができる。

附 則（昭和五一年規則第六二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十一年六月一日から適用する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の青森県農業改良資金貸付規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて貸し付けている稲作転換作付条件整備資金、なめこのこくず栽培資金、果樹防風技術改善資金、稲作転換モデル経営資金及びマツシユルム栽培資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に改正前の規則の規定により調整した用紙で現に残っているものは、当分の間これを使用することができる。

附 則（昭和五二年規則第五二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十二年五月二十日から適用する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の青森県農業改良資金貸付規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて貸し付けている農業改良資金（技術共同習得資金及び研修教育資金を除く。）については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に改正前の規則の規定により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間これを使用することができる。

附 則（昭和五三年規則第五四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年規則第五五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けている農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和五四年規則第一〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けている農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和五四年規則第四七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けている米麦生産技術改善資金及びりんごわい性樹植栽資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和五五年規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年規則第一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十九年九月一日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けている葉たばこ高うね保温栽培技術導入資金、繭質改善技術導入資金、麦大豆生産技術改善資金、中核農家等農作業受託資金、生乳品質改善資金、家畜排せつ物土壌還元技術導入資金、生活合理化設備資金及び住居利用方式改善資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和五六年規則第二七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十六年六月一日から適用する。
- 2 昭和五十六年六月一日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けた経営転換等推進資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和五七年規則第五二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十七年四月九日から適用する。
- 2 昭和五十七年四月九日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けた研修教育資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和五八年規則第三一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けている夏秋トマト品質向上施設栽培技術導入資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和五八年規則第三八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年規則第三九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農業改良資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸付けを受けた経営転換等推進資金について適用し、施行日前に貸付けを受けた経営転換等推進資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和六〇年規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年規則第六一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（青森県農業改良資金貸付規則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 改正後の青森県農業改良資金貸付規則（以下「改正前の規則」という。）第一条及び第二条の規定は、昭和六十年五月二十一日から適用する。
- 3 昭和六十年五月二十一日（以下「適用日」という。）前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により貸し付けている農業改良資金については、なお従前の例による。
- 4 適用日からこの規則の施行の日の前日までの間において改正前の規則の規定により貸し付けられた技術導入資金は、改正後の規則に規定する生産方式改善資金とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により提出されている書類は、それぞれ、改正後の規則の相当規定により提出された書類とみなす。  
（青森県畜産振興資金貸付規則の廃止）
- 6 青森県畜産振興資金貸付規則（昭和五十九年十一月青森県規則第五十七号）は、廃止する。  
（青森県畜産振興資金貸付規則の廃止に伴う経過措置）
- 7 この規則の施行の際現にこの規則による廃止前の青森県畜産振興資金貸付規則の規定により貸し付けている畜産振興資金については、なお従前の例による。  
（青森県事務委任規則の一部改正）
- 8 青森県事務委任規則（昭和三十六年九月青森県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和六十一年規則第六〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農業改良資金貸付規則第二条第一項の規定は、昭和六十一年七月四日から適用する。
- 3 昭和六十一年七月四日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている農業改

良資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和六二年規則第七六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和六三年規則第三五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている果樹等省力運搬技術改善資金については、なお従前の例による。

附 則（平成元年規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年規則第二〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則（平成三年規則第七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則（平成三年規則第三八号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則（平成四年規則第九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則（平成五年規則第九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則（平成五年規則第四六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている農業改良

資金については、なお従前の例による。

附 則（平成六年規則第二二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則（平成六年規則第三三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けているにんにく乾燥技術導入資金については、なお従前の例による。

附 則（平成六年規則第五四号）

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成七年規則第一四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則（平成七年規則第七二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の青森県農業改良資金貸付規則（以下「改正前の規則」という。）第二条第四項の表第二号の研修教育資金は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても平成七年九月三十日までの間は、貸し付けることができる。
- 3 施行日前に改正前の規則の規定により貸し付けている農業改良資金及び施行日以後において平成七年九月三十日までの間に同項の規定により貸し付けられる研修教育資金については、なお従前の例による。

附 則（平成八年規則第五七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則（平成九年規則第五二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年規則第一一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第五九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により貸し付けている水田営農活性化技術導入資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により提出されている書類は、それぞれ、改正後の青森県農業改良資金貸付規則の相当規定により提出された書類とみなす。

附 則（平成一〇年規則第七三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により貸し付けている農業改良資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第一号様式のその一の規定により提出されている農業改良資金貸付申請書は、改正後の青森県農業改良資金貸付規則第一号様式のその一の規定により提出された農業改良資金貸付申請書とみなす。

附 則（平成一一年規則第六〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている経営管理技術改善資金については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年規則第二七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年規則第一七〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けているりんご省力生産安定技術導入資金については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年規則第八号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年規則第五〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年規則第九〇号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている農業改良

資金については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年規則第八三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている農業改良資金については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年規則第五七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年規則第六四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第六八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年規則第六五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年規則第一三号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第二三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年規則第六一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

その1

団体の概要

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 名 称                 |           |
| 主たる事業所の所在地          |           |
| 会 員 数               |           |
| 事 業 の 概 要           |           |
| 設 立 の 時 期           | 年 月 日     |
| 代表者の職氏名             | (職名) (氏名) |
| 資産の概要及び<br>その他の参考事項 |           |

注1 定款又は規約及び借入申込みに係る議事録の謄本並びに機械・施設に係る貸付申請を行う場合にあつては、当該機械・施設の管理運営規程を添付すること。

2 借入申込みを行うものが法人格を有しない団体である場合は、団体構成員の経営概要一覧表（第1号様式その2）を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

団体構成員の経営概要一覧表

(団体名： )

| 氏名 | 住所 | 経営面積 |     |     | 家畜 |    | 農用施設               |                    | 農業機械 |      |       | 収支実績      |         |               |          |               |             |                |         |              | 既存の借入金 |            |         |          | 借入残高 |    |    |    |    |
|----|----|------|-----|-----|----|----|--------------------|--------------------|------|------|-------|-----------|---------|---------------|----------|---------------|-------------|----------------|---------|--------------|--------|------------|---------|----------|------|----|----|----|----|
|    |    | 水田   | 普通畑 | 樹園地 | 計  | 乳牛 | 肉用牛                | 農舎                 | 畜舎   | 耕うん機 | トラクター | 農業粗収入 (A) | 所得率 (B) | 農業所得 (C= A×B) | 農外所得 (D) | 農家所得 (E= C+D) | 租税公課諸負担 (F) | 税引後所得 (G= E-F) | 家計費 (H) | 農家経済余剰 (G-H) | 償還元利金  | 日本政策金融公庫資金 | 農業近代化資金 | 農協からの借入金 | その他  | 計  |    |    |    |
|    |    | a    | a   | a   | a  |    | (棟) m <sup>2</sup> | (棟) m <sup>2</sup> | 台    | 台    | 千円    | %         | 千円      | 千円            | 千円       | 千円            | 千円          | 千円             | 千円      | 千円           | 千円     | 千円         | 千円      | 千円       | 千円   | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
|    |    |      |     |     |    |    |                    |                    |      |      |       |           |         |               |          |               |             |                |         |              |        |            |         |          |      |    |    |    |    |
|    |    |      |     |     |    |    |                    |                    |      |      |       |           |         |               |          |               |             |                |         |              |        |            |         |          |      |    |    |    |    |

注1 収支実績は借入申込み時の前年のものを記入することとし、その他は借入申込み時の状況を記入すること。  
 注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

第2号様式（第10条関係）

農業改良資金貸付決定通知書

|       |  |
|-------|--|
| 連帯保証人 |  |
| 連帯債務者 |  |

|             |  |
|-------------|--|
| 貸付方法<br>コード |  |
|-------------|--|

|           |              |
|-----------|--------------|
| 財源<br>コード | 普及指導室<br>コード |
| 地方<br>コード |              |

|     |  |
|-----|--|
| 種類名 |  |
| 種目名 |  |

|              |              |
|--------------|--------------|
| 取扱融資機<br>コード | 取扱融資機<br>コード |
| 取扱融資機<br>名   |              |

様

|    |    |    |        |
|----|----|----|--------|
| 資金 | 種類 | 種目 | 貸付決定番号 |
|    |    |    |        |

年月日付で借入申込みの  
あった農業改良資金の貸付けにつ  
いて、右のとおり決定したので通  
知します。

年 月 日

青森県知事



|      |
|------|
| 貸付金額 |
| 千円   |

注1 償還計画を別途作成し、添付すること。  
注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

貸付変更承認申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所  
申請者 氏名又は名称  
及び代表者氏名 ㊟

農業改良資金貸付変更承認申請書

このことについては、貸付決定番号、 年（ 農水）第 号をもって貸付決定の通知を受け（借り受け）しましたが、その一部を下記のとおり変更したいので承認願いたく申請します。

記

| 項 目 | 変更の内容 |   | 比較増減 | 変更理由 |
|-----|-------|---|------|------|
|     | 新     | 旧 |      |      |
|     |       |   |      |      |

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式（第13条関係）

（表）

収入印紙  
ちよう付欄

農業改良資金借用証書

農業協同組合扱い

|       |                 |          |            |      |
|-------|-----------------|----------|------------|------|
|       | 貸付決定日           | 年 月 日    |            |      |
|       | 貸付決定番号          | 年（農水）第 号 |            |      |
| 借入金額  |                 |          |            |      |
| 資金の種類 |                 |          |            |      |
| 資金の種目 |                 |          |            |      |
| 償還期間  | 年 月 日から 年 月 日まで |          |            |      |
| 償還方法  | 1回              |          |            |      |
|       | 2回              | 均等償還     | 1回目の償還金額   | 円    |
|       | 4回              |          | 2回目以降の償還金額 | 円    |
|       | 12回             |          |            | ( 回) |

上記のとおり農業改良資金を借用しました。については、青森県農業改良資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に遅滞なく実行することを確約します。

年 月 日

青森県知事 殿

|     |          |     |          |
|-----|----------|-----|----------|
| 借受者 | 住所<br>氏名 | 借受者 | 住所<br>氏名 |
| 同 上 | 住所<br>氏名 | 同 上 | 住所<br>氏名 |
| 同 上 | 住所<br>氏名 | 同 上 | 住所<br>氏名 |

連帯保証人は、上記資金の借受けにつき、青森県農業改良資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務の弁済の責めに任じます。

|       |          |       |          |
|-------|----------|-------|----------|
| 連帯保証人 | 住所<br>氏名 | 連帯保証人 | 住所<br>氏名 |
| 同 上   | 住所<br>氏名 | 同 上   | 住所<br>氏名 |
| 同 上   | 住所<br>氏名 | 同 上   | 住所<br>氏名 |

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(裏)

## 青森県農業改良資金借用証書特約条項

(一時償還)

第1条 農業改良資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、青森県(以下「甲」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は借入後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙が償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申立て、申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (4) 乙につき仮差押え、差押え若しくは競売の申立てがあつたとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (5) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。
- (6) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (7) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (8) この借入金により改良、造成、復旧又は取得された施設(土地を含む。)が他に譲渡され、若しくは転用されたとき、又は公用収用されたとき。
- (9) 乙が青森県農業改良資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらず、借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(報告)

第3条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し、事業完了報告書を提出する。なお、共同で借り受けた場合には、事業完了報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印する。

- 2 乙は、この資金の貸付けの対象事業の遂行が困難となつた場合又は対象事業を変更し、中止し、若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。
- 3 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。
- 4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。
  - (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、乙の連帯保証人(以下「丙」という。)若しくは乙の物上保証人(乙以外の者であつて、別に締結する担保権設定契約に基づき、この借入金債務の担保を提供したものをいう。以下「丁」という。)に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
  - (2) 丙又は丁の資産又は事業の状況に著しい変動を生じ、又は生じるおそれのある場合

(調査)

第4条 乙は、甲の職員が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

2 乙及び丁は、甲の職員が、担保物件への立入り等により、これを調査することを承認する。

(弁済充当の指定権)

第5条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

(違約金)

第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかつた場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、青森県農業改良資金貸付規則第17条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつた場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。

3 乙は、第1条第1号、第3号又は第9号の規定により貸付金の一時償還の請求を受けた場合において、これらの規定に該当することについて乙の故意が認められるときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の金額につき年12.25パーセントの割合で計算した一時償還の請求に係る違約金を併せて支払う。

(連帯保証人)

第7条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき、乙と連帯し、乙と丙との間の契約のいかんにかかわらず、履行の責めを負う。

2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

3 甲は、連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これを変更する。

(担保の提供)

第8条 乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約に基づき、甲の指定した資産を借入金債務の担保として提供する。

(担保の保全)

第9条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

(担保の追加)

第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。  
2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これを変更する。

(法定代位者の変動等)

第11条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者若しくは連帯保証人を変更し、若しくはその債務の免除を行い、又は物上保証人を変更し、若しくはその担保の変更を行つても異議を申し立てない。  
2 丙又は丁は、甲乙間で償還期限又は据置期限の変更を行つても異議を申し立てない。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

第12条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の全額の弁済を受けるまでは、代位によつて取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

(担保の処分)

第13条 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差し引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

(管轄裁判所)

第14条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

農業改良資金借受事業完了報告書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

借受者 氏名又は名称

及び代表者氏名

㊟

先に借り受けた下記の農業改良資金については、別添事業実績報告書のとおり事業を完了したので報告します。

記

| 貸付決定年月日 | 貸付決定番号 | 資金借受年月日 | 資金の種目 | 借受金額 |
|---------|--------|---------|-------|------|
| 年 月 日   | 第 号    | 年 月 日   |       | 千円   |

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

農業改良資金支払猶予申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所  
申請者 氏名又は名称  
及び代表者氏名 ㊟

年 月 日付け貸付決定番号、 年（ 農水）第 号で貸付決定の通知を受けた農業改良資金について、支払を猶予して下さるよう、下記のとおり申請します。

記

|                  |  |
|------------------|--|
| 資 金 の 種 類        |  |
| 借受者の氏名又は名称       |  |
| 借 受 金 額          | 円  |
| 当初の償還期間及び償還方法    | 償還期間 年 月 日から<br>年 月 日まで<br>1回<br>2回 均等償還 1回目の償還金額 円<br>4回 2回目以降の償還金額 円<br>12回 ( 回) |
| 支払猶予を受ける期間及び償還金額 | 年 月 日から<br>年 月 日まで<br>年 月間<br>償還金額 円 ( 回分)   |
| 支払猶予を受けようとする理由   |  |

- 注1 支払猶予を受けようとする理由欄には、災害、疾病、負傷、盗難等による状況を記載すること。
- 2 支払猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

農業改良資金支払猶予決定通知書

猶予決定番号 年（ 農水）第 号

年 月 日付け貸付決定番号、 年（ 農水）第 号で貸付決定の通知をした農業改良資金について、下記のとおり支払の猶予の決定をしたので通知します。

年 月 日

殿

青森県知事 印

記

|                 |  |
|-----------------|--|
| 資 金 の 種 類       |  |
| 借受者の氏名又は名称      |  |
| 借 受 金 額         | 円  |
| 当初の償還期間及び償還方法   | 償還期間 年 月 日から<br>年 月 日まで<br>1回<br>2回<br>4回<br>12回<br>均等償還<br>1回目の償還金額 円<br>2回目以降の償還金額 円<br>( 回) |
| 支払を猶予する期間及び償還金額 | 年 月 日から<br>年 月 日まで<br>年 月間<br>償還金額 円 ( 回分)   |

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

